

2018年9月29日

外部評価報告書

学習院大学法科大学院
法務研究科長 若松良樹

第一 はじめに

1 評価の基礎資料

この評価報告書は、あらかじめ「2016・2017年度成蹊大学法科大学院自己点検・評価報告書」の提供を受けて閲読、検討した上、2018年7月5日に、授業参観、施設見学、教員との面談及び質疑応答を行い、それらを基礎資料としつつ、適宜ホームページ上に公開されている情報を参照して作成したものである。

2 評価の基準

評価を行う際に重要なことは、適切な基準を設定することであろう。通常であれば、認証評価の基準をそのまま適用すればよいのかもしれないが、本院は2016年度をもって新入生の募集を停止しており、認証評価の基準をそのまま適用することは不適切であると判断する。というのも、外部評価は法科大学院の活動の改善を促すために行われるべきものであり、改善の機会の存在しない項目について改善要求をすることは無意味であるし、本院のように募集停止を決定している法科大学院であるからこそ、傾注しなくてはならない事項も存在するように思われるからである。

本院が現在果たすべき任務とは、学生募集に際して学生に対して示した約束を誠実に履行するとともに、在學生に充実した授業を提供し、修了生の司法試験準備を丁寧にサポートすることであろう。本評価報告書では、このような任務を果たしているのかという点に特化した仕方で本院を評価することにしたい。

3 総合評価

本院は、「少人数教育」、「実務教育の重視」、「企業法務・渉外法務の重視」、「社会人教育」といった明確かつ魅力的な教育理念及び目的の下に、充実した教授陣を揃え、学生にとって恵まれた施設、設備の中で、小規模校の特徴を十分に生かして、法曹養成に尽力しており、その姿勢は大いに評価されてよい。また、学生に対する約束が誠実に履行されていることも評価できる。

ただし、後数年もすると、研究生のサポートが本院の中心的な課題となるという点にも留意する必要がある。法科大学院修了後、司法試験合格までに数年かかることが通例であり、学生もそのことを意識して入学していることからすると、現在の「学生に対する約束」に類似した「研究生に対する約束」を明確にし、それを履行することが求められる。残念ながら、自己点検・評価報告書からは、研究生などに対するサポートの方針や実施状況の詳細について読み取ることはできなかったが、幸い、本院は充実した施設

を保有しているだけでなく、講義を録画するなど、ソフト面でも研究生をサポートする環境は整っているように思われる。本院の明確かつ魅力的な理念を実現するためには、まずは司法試験に合格することが必要であり、この点に対する配慮を求めたい。

第二 個別事項の評価

1 学生への約束の履行状況

本院は（１）昼夜開講制、（２）サテライトの設置、（３）自習室・図書室の整備、（４）奨学金制度の４点を、学生に対する約束事項のうちでも重要なものと位置づけている。これらの約束が誠実に履行されていることが訪問調査などによって確認できた。

2 特徴の追求

本院は（１）少人数教育、（２）実務教育の重視、（３）企業法務・渉外法務の重視、（４）社会人教育を特徴としてあげており、以下で詳述するように、いずれも高い水準で特徴が維持されている。

（１）少人数教育

学生の収容定員数（2017年度60名）に対して専任教員数は16名であって不足なく、その陣容も充実していることは本院の強みであろう。

（２）実務教育の重視

多数の実務家教員を専任教員として配置しているだけでなく、日弁連法務財団が提示する「法曹に必要なマインド・スキル」を参照しつつ、独自の基準を設定・履行しており、常に実務を意識した教育が行われていることが確認できた。

（３）企業法務・渉外法務の重視

国際私法や経済法の専任教員を置くだけでなく、カリキュラムにおいて企業法務関係の科目を充実させるなど、小規模の法科大学院としては充実した体制をとっていることが確認できた。

（４）社会人教育

法曹を目指す社会人学生のために、丸の内にサテライトオフィスを維持し、夜間及び土曜日に開講するだけでなく、仕事の都合がつかず受講できなかった科目の録画を視聴できるようなシステムを維持しており、社会人教育のためのハード・ソフトの両面が整備されていることも本院の強みであろう。

3 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

本院では、FD会議、教員相互の授業参観などが、充実した仕方で行われている。また、学生による授業評価も適正な仕方で行われている。これらの努力は、教育の質の確保という観点から大いに評価できる。

4 カリキュラム及び授業

学生の授業評価は概ね好意的である。学生数が減少する中、開講できない科目が発生することはやむを得ないが、正規履修者が存在しない場合であっても、聴講者が存在す

る場合には開講するという運用を行っており、学生に対する手厚いサポート体制が堅持されていることが確認できた。

5 成績評価

GPA を採用していること、成績の分布基準を定め、この基準が遵守されているのかを確認する手続きを準備するなど、厳格な成績評価を行っていることが確認できた。

6 教育体制

充実した授業を提供するためには、充実した教授陣を揃えるとともに、しっかりした運営体制を整備することが必要であるが、その両面において、求められる水準を維持していることが確認できた。

7 学習環境の整備

学生数に対する関係では十分な施設・設備が提供されていることが確認できた。特に、西1号館という専用の建物を提供し、年間を通じて24時間利用可能とするなど、手厚いサポートが維持されている点は、特筆されるべきであろう。